

神戸学院大学 新型コロナウイルス
感染防止ガイドライン【第3版】

神戸学院大学 危機管理対策本部

2021年3月25日

目次

1. 基本事項	P.1
2. 授業運営	P.2
3. 学内施設・設備の利用	P.3
(1) 体育等の授業関係施設（グラウンド、体育館、アリーナ等）	P.3
(2) 自習室	P.3
(3) 情報処理実習室	P.3
(4) 情報処理自習室	P.4
(5) パソコン相談コーナー	P.4
(6) 図書館	P.4
(7-1) 国際交流ラウンジ	P.5
(7-2) English Plaza（い〜ぶら）	P.5
(8) トレーニングルーム	P.5
(9) 更衣室・シャワールーム	P.6
(10) 課外活動施設（グラウンド、体育館、武道場、部室等）	P.6
4. 食堂・購買等の利用	P.6
5. 課外活動	P.7
6. 窓口業務	P.7
(1) 窓口対応全般	P.7
(2) 窓口対応（キャリアセンター）	P.7
7. 本学の教職員、学生に感染者が生じた場合の措置について	P.8
8. その他	P.8

【参考資料】

神戸学院大学 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン【第3版】

2021年3月25日

本ガイドラインは、2021年度前期授業開始にあたり、兵庫県や文部科学省の定める大学運営に関する各種通知および類似する施設または業種のガイドライン等を参考に、本学の特性を考慮し策定しました。

なお、このガイドラインは当面の基本的な対策を示すものですが、今後の状況の変化や政府及び兵庫県の政策等により随時改訂を加えながら運用することを想定しています。

1. 基本事項

- 本学ホームページの「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準の設定と感染症対策の徹底について」の「(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準について」に従い、行動してください。体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嘔吐・嗅覚異常・味覚異常等）がある方は登学を控えてください。
- 通学時及びキャンパス内では、原則としてマスクを鼻まで覆った形で着用してください。授業や会議だけでなく、図書館、自習室及び窓口などにお越しの際にも必ずマスクの着用をお願いします。マスクをしていても鼻孔が出ていたり大声をあげたりすると効果はありませんので、マスクは隙間がないよう鼻まで覆って、大声や高笑いはい控えましょう。不織布マスクが望ましいですが、どうしても布マスクやウレタンマスクを使用する場合は、近接での会話を避け、大声をあげないなど、お互いにいっそう注意するようにしてください。ただし、食事・運動時に加え、熱中症予防のため、屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合は除きます。フェイスシールド・マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いです。マウスシールドの着用は控え、マスクを着用してください。また、飛沫を浴びやすい環境ではフェイスシールドを着用していただいても結構ですが、その際には、マスクも必ず併用してください。
- 登学の際には、「体温・風邪症状チェック表」を必ず持参してください。必要に応じて提示を求め、体調を確認することがあります。非接触型測定器では外気の影響を受けるため、脇の下や口腔等の接触型測定器の方が望ましいです。
- 厚生労働省が現在勧めている新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」は、感染者との濃厚接触状況を把握するものです。感染拡大予防に有効であると評価し、接触確認アプリ「COCOA」への登録・活用を強く推奨します（厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ）。あわせて、兵庫県の店舗・施設の利用やイベント参加の際には、「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録をお願いします。
- 入館時には各自で手洗い（ハンカチ等を持参）を行ってください。流水で十分に手洗いすることで効果が期待できます。出来ない場合は、各施設の入口や廊下の動線上な

ど複数箇所に消毒液を配置していますので、手指全体を消毒してください。

- 自身の健康管理に留意し、授業の合間での手洗い又は手指の消毒を推奨します。
- 各階への移動は階段の利用を推奨します。エレベーターを利用する場合は、マスクを着用のうえ会話は控えてください。また、1度に乗る人数を減らし、密集、密接の回避に努めてください。なお、体の不自由な方や妊娠している方等の優先利用に協力をお願いします。
- 各施設については、本学ホームページの「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準の設定と感染症対策の徹底について」の「(2) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に従い、清掃を行います。利用者は、必ず換気装置は作動させて、窓及び扉の開放に努めてください。
- 気候上可能な限り、窓は10cmから20cm程度を目安として開放し、対角となる廊下側の扉や窓は可能な限り開放してください。気候や利用用途により常時窓を開放することが困難な場合は、①換気装置の作動により換気量の確保、②こまめに(30分に1回以上)数分程度窓を全開にする等の可能な程度での窓の開放、③他の部屋の窓を開ける等の廊下を経由した二段階換気に努めてください。
- 換気により室内の気温が上下することがあるため、構内においても、衣服の重ね合わせなどで柔軟に調整できるよう心がけてください。
- その他、「(2) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に従い、「3密」(密閉・密集・密接)の回避、身体的距離(1mを目安にできるだけ間隔を取る)の確保、咳エチケットの徹底、手洗い、手指の消毒等の基本的な対策にご協力ください。
- 学生の皆様は、上記に加え、休憩時間や授業のない時間に講義室等で待機する場合は、四方を空けて着席してください。また、文房具等の貸し借り、食料・飲料の回し食べや回し飲みはやめてください。

2. 授業運営

- 感染拡大予防に努めた上で、対面授業を基本として実施します。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止および教育効果の観点から、大規模講義科目など一部の科目については遠隔授業形式(原則としてオンデマンド授業)で実施します。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い対面授業の継続が難しい場合は、危機管理対策本部会議において、全ての授業科目の「遠隔授業」への切り替えを判断します。
- 講義室は、3密を回避するため、講義室の収容定員の50%以下または定期試験時の収容定員のいずれか多い方で教室配当を行います。
- 「1. 基本事項」の換気方法に従い、換気を行います。天候や利用用途、講義室等の設計によって常時換気が困難な場合は、最低30分に1回の頻度で換気を実施します。
(例)音楽系の講義、雨天時 等
- 講義室等の出入口の扉は開放し、扉が完全に閉まらないようにします。
- 感染拡大予防のため、教員はマスクを鼻まで覆った形で着用して授業を行います。
- 教員の口の動きを見る必要がある授業では、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、その場合は、必ず高濃度の飛沫とエアロ

ゾルの拡散を防ぐために室内の換気を続け、学生と2m以上間隔をとる等、感染防止に努めます。また、オンデマンド等オンラインを活用した方法による配慮にも努めます。(※現在、各企業において開発中の顎から鼻までを覆うおわん型のシールドが高濃度の飛沫とエアロゾルの拡散に一定の効果があると言われてはいますが、その場合も室内の換気は必要です。顎から鼻までを覆うおわん型のシールドは、教員の口の動きを見る必要がある授業でやむなくシールドを利用する場合にのみ奨励します。)

- 授業終了後、授業担当教員は使用したマイク等の消毒を行います。
- ディスカッション等を行う場合は、ソーシャルディスタンス（最低1m）を心掛け、できるだけ真正面での会話は避ける等席配置に工夫し、実施します。
- 実験・実習等に関して、感染拡大防止に努めた上で実施しますので、担当教員の指示に従い受講してください。
- 学外での実習、フィールドワーク等は、現地関係者と十分に調整を行った上で、利用施設等が定める感染予防マニュアル等に従って実施します。
- ゼミ合宿等の集団やグループで宿泊を伴う正課活動については、当面の間、禁止とします。
- 重症化しやすい基礎疾患を有するなど登学が困難と認められる学生や日本への入国が困難な留学生は、事前申請方式で認められた上で全ての前期開講授業科目について、遠隔授業形式（原則としてオンデマンド授業）での受講ができます。
- 少しでも体調不良を感じる場合、登学はせず、授業科目の担当教員へ連絡し、可能な場合は、遠隔授業で受講してください。後日、授業欠席届を申請される際に、医師の診断書または欠席期間中の「体温・風邪症状チェック表」を必ずご持参ください。
- マスクを着用していない学生の受講は認めません（屋外でのスポーツ等特別な授業を除きます）。

3. 学内施設・設備の利用

(1) 体育等の授業関係施設（グラウンド、体育館、アリーナ、ワークショップスタジオ）

- グラウンド、体育館、アリーナ、ワークショップスタジオでは、授業前後の手洗い又は手指の消毒をお願いします。また、スポーツ庁等のガイドラインを参考に、利用した備品の清拭等にご協力いただくことがあります。

(2) 自習室

【大学】

- 自習室における座席は、対面着席及び隣席への着席とならないよう椅子を削減する等により座席間隔を確保します。

【利用者】

- 入室にあたっては、感染防止のため、マスクを着用し、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。

(3) 情報処理実習室

【大学】

- 使用できる PC を制限する等により、座席間隔を確保します。
- 使用した机、椅子、パソコンのキーボード、マウス等は空き時間にスタッフが除菌シートにより拭き取り作業を行います。

【利用者】

- 入室にあたっては、感染防止のため、マスクを着用し、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。これらのことが守られない場合は入室ができません。

(4) 情報処理自習室

【大学】

- 使用できる PC を制限する等により、座席間隔を確保します。
- 混雑時には連続利用時間の制限を行います。
- 感染拡大状況によっては、事前予約制および利用時間制限に変更します。
- 使用した机、椅子、パソコンのキーボード、マウス等はスタッフが除菌シートにより拭き取り作業を行います。

【利用者】

- 入室にあたっては、感染防止のため、マスクを着用し、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。これらのことが守られない場合は入室ができません。

(5) パソコン相談コーナー

【大学】

- 感染リスク回避のため、事務取扱時間は、兵庫県や関西の感染拡大状況を勘案しながら適宜変更することがあります。
- 窓口には透明なパーテーションを設置します。
- 順番待ちでは、フロアマーカ等により人と人との間隔を空けるようにします。
- PC 等を持ち込まれる場合は、事前・事後に除菌シート等で消毒を行います。
- パスワード・暗号表の再発行を行います。なお、オンラインによる再発行受付も継続します。

【利用者】

- 窓口へ訪問の際は、マスクを着用し、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。これらのことが守られない場合は入室ができません。

(6) 図書館

【大学】

- 対面着席及び隣席への着席とならないよう椅子を削減する等により座席間隔を確保します。
- 順番待ちでは、フロアマーカ等により人と人との間隔を空けるようにします。また、各カウンターで利用者と対面で対応する場合、パーテーション等により遮蔽します。
- 感染防止のため、一部の施設（共同閲覧室等）は閉鎖します。
- ラーニング・コモンスは、座席を減らしています。

- 閉館後に机・椅子等の消毒を行います。
- 図書郵送貸出・郵送複写・取り置き予約サービスは継続して行います。
- オンラインサービス（電子ブック等）の充実を図ります。

【利用者】

- 入館にあたっては、感染防止のため、マスクを着用し、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。これらのことが守られない場合は入館ができません。
- 入館時に非接触型体温計にて検温を行ってください。

(7-1) 国際交流ラウンジ

【大学】

- 座席は、対面着席及び隣席への着席とならないように座席間隔を確保します。
- 利用時に検温および体調チェックを行います。
- 職員が使用後、設置のペーパータオルと消毒液でラウンジ内のテーブルと椅子の消毒を行います。
- 入口ドアは開放したまま利用します。
- ラウンジ内の図書の貸し出しはいたしません。

【利用者】

- 入室にあたっては、感染防止のため、マスクを着用し、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。これらのことが守られない場合は入室できません。
- 室内では大声での談笑は控えてください。
- 室内での飲食はできません。
- 使用前後は利用者自身で設置のペーパータオルと消毒液で使用したテーブルと椅子を消毒してください。

(7-2) English Plaza (い〜ぷら)

【大学】

- 密を防ぐため、利用定員を KPC1：20 名、KAC：15 名と定めます。
- 入室時に手指の消毒、検温を行います。
- 密閉・密集・密接状態の回避するため、十分な間隔を取った机椅子の配置、パーティションの設置、適切な換気を行います。

【利用者】

- マスクの着用し、大きな声での会話を禁止する。
- 長時間の滞在は控え、1 時間程を目途に退室する

(8) トレーニングルーム

【大学】

- 利用時間、利用定員に制約を設けます。
- 利用時に検温および体調チェックを行います。
- 使用後に、機器の消毒を行います。
- 換気、清掃（消毒）を行い、衛生面の管理を行います。

【利用者】

- 入室前・退出後に、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。
- 施設利用中は常時マスクを着用してください。また、会話は極力控え、掛け声など大声は出さないでください。
- 「KPC・KAC トレーニングルーム利用に伴う新型コロナウイルス感染対策ガイドラインについて」に従い、行動してください。

(9) 更衣室・シャワールーム

【大学】

- 密を防ぐため、利用定員を定めます。
- マスク着用必須とし、室内での会話は禁止します。
- 換気、清掃（消毒）を行い、衛生面の管理を行います。

【利用者】

- 入室前・退出後に、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。
- 利用定員、マスク着用、室内での会話禁止等のルールを守ってください。また、更衣室内では着替え終わった後は速やかに退出してください。

(10) 課外活動施設（グラウンド、体育館、武道場、部室等）

【大学】

- 利用者を制限します（学生支援センターが許可した団体のみ利用できます）。
- 換気、清掃（消毒）を行い、衛生面の管理を行います。

【利用者】

- 利用許可を得た団体は、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動ガイドライン」に従い、行動してください。

4. 食堂・購買等の利用

【大学】

- 利用時は、フロアマーカ等により人と人との間隔を空けるようにします。
- 従業員と利用者の間は、パーテーションやフェイスシールド、マスク等により遮蔽します。
- 座席の間にパーテーションを設けます。または、一部の椅子を撤去して間隔を空けて対面とにならないようにレイアウトします。
- 必要に応じて、入場制限を実施することがあります。
- 食事中マスクを外している時は、会話を禁止します。会話は食事を終えて、マスク着用して別のフロアで行ってください。
- 換気、清掃（消毒）を行い、衛生面の管理を行います。
- 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認する等、健康面の管理を行います。

【利用者】

- 入室前・退出後に、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。
- 滞留時間を短くするため、利用後は速やかに退出してください。
- 一方通行、間隔を空ける、食事中の会話禁止等のルールを守ってください。
- 会話の際は必ずマスクを着用してください。マスク着用時も大声での会話は控えてください。
- 換気により施設内の気温が上下することがあるため、衣服等で柔軟に調整できるように心がけてください。

5. 課外活動

【大学】

- 活動できる団体を制限します（学生支援センターが許可した団体のみ活動できます）。

【団体】

- 団体毎に感染防止対策を講じてください。
- 活動前に体温（検温）、体調の確認を行ってください。また、「体調管理表」を作成し体調管理を日々行ってください。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」に従い、行動してください。

6. 窓口業務

(1) 窓口対応全般

【大学】

- 窓口等に並ぶ場合は、密を防ぐため、フロアマーカ等により人と人との間隔を空けるようにします。
- 職員と利用者の間は、パーティション、マスク等により遮蔽し、飛沫感染防止に努めます。
- 感染拡大予防のため、窓口職員はマスクに加えフェイスシールドを装着することがあります。
- 必要に応じて、入場制限を実施します。
- 十分な換気、清掃（消毒）、消毒液や非接触体温計の設置を行い、衛生面の管理を行います。
- 開講期間、開講期間外に応じた事務取扱時間で窓口を開室します。ただし、感染リスク回避のため、感染状況に応じて窓口の開室については変更することがあります。

【利用者】

- 入室前・退出後に、各自、手洗い又は手指の消毒を行ってください。
- マスク着用の上、整列中は会話を控えてください。

(2) 窓口対応（キャリアセンター）

- 窓口（カウンター）において、非接触体温計を配置し、検温実施を行います。
- 入室者の着席時には前後左右1m以上の間隔を空けた対応（対面着席・隣席着席の回避）を行います。
- 学生用パソコン、座席スペースについては、利用者自身が使用後に消毒液による拭き掃除を行ってください（※各スペースに学生向けの遵守事項の掲示を行います）。
- 受付カウンター、その他のスペースについては、職員が定期的に消毒液による拭き掃除を行います。
- 入室者の混雑時（多人数受付、大人数滞留者、長時間滞留者）には、入室制限、一時退室を促します（※各スペースに学生向けの遵守事項の掲示を行います）。

7. 本学の教職員、学生に感染者が生じた場合の措置について

- 新型コロナウイルスに感染した場合、学生は学生支援センター、教職員は人事部に第一報を入れていただくこととなりますが、詳細につきましては「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準の設定と感染症対策の徹底について」の「(3) 本学の教職員、学生に感染者が生じた場合の措置について」に従い、行動してください。
- 保健所や大学等に行動履歴を求められる場合があります。その場合は「体温・風邪症状チェック表」を提出してください。

8. その他

- 神戸学院大学発着のバスに乗車する際は、ソーシャルディスタンスを保って整列してください。

以 上

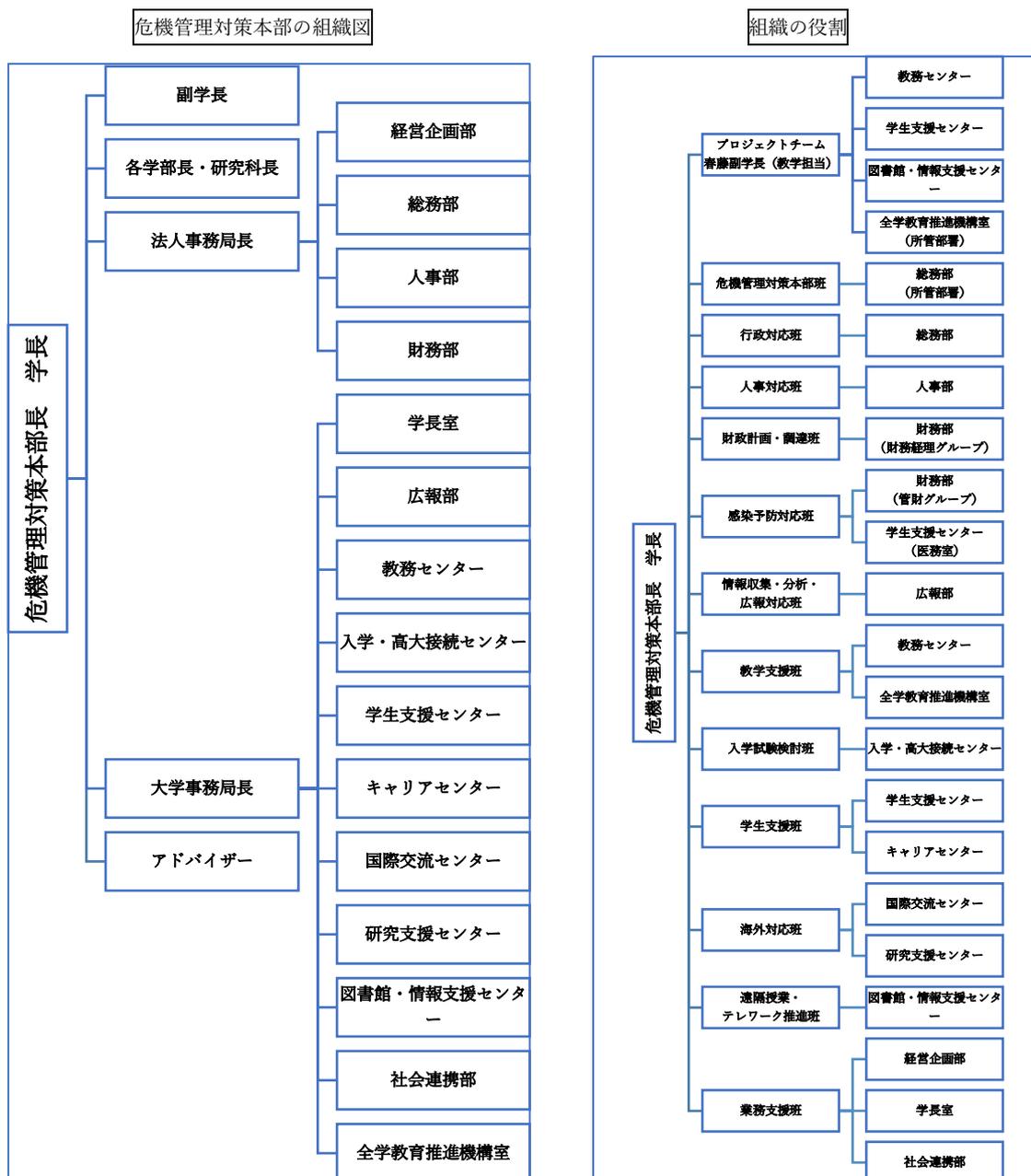
（以下は PDF 版のみ）

【参考資料】

- 資料 1 危機管理対策本部 組織図
- 資料 2 新型コロナウイルス感染拡大に対する神戸学院大学の行動指針（BCP）
- 資料 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準の設定と感染症対策の徹底について
- 資料 4 新型コロナウイルス感染症の感染確認及びその後の対応フローについて
- 資料 5 体温・風邪症状チェック表
- 資料 6 学生が登学後に体調不良となった場合の対応について
- 資料 7 学内における発熱等の症状がある学生の対応フロー
- 資料 8 KPC・KAC トレーニングルーム利用に伴う新型コロナウイルス感染対策ガイドラインについて
- 資料 9 新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン

危機管理対策本部 組織図

2月20日、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の感染拡大を受け、学長のもとに危機管理対策本部を設置し、各学部・各部署の所属長は学長の下、危機管理対策本部員となりました。その組織図、組織の役割は以下のとおりです。



各班の役割

事務の組織及び分掌について定めた学校法人神戸学院事務分掌細則における各部署の分掌に関して、新型コロナウイルス感染症の影響により、危機管理上重要なものについては、危機管理対策本部会議に各部署から議題を提起してください。新型コロナウイルス感染症の今後の対策として、学校法人神戸学院事務分掌細則第3条第1項に基づき、危機管理対策本部の下で各班の組織及び役割を以下のとおりとします。また、今後の感染拡大の影響により、組織間の業務支援や役割以外のことも担当する可能性があります。

班	組織	役割
危機管理対策本部班	総務部	危機管理対策本部の所管部署 防災備蓄品の管理
行政対応班	総務部	感染者が出た場合の、文科省、所轄の保健所との連携。 感染者が出ていない場合には、事前に所轄の担当者を 確認しておき、有事にも速やかに連絡体制を構築
人事対応班	人事部	緊急事態宣言時の出勤・在宅勤務・休業等の判断、教 職員の罹患者の状況(人数)の把握、健康管理施策の実 施、職場内環境のチェックと整備、予防接種やワクチ ン投与に関する人事・費用面での検討・対策
財政計画・調達班	財務部 (財務経理グループ)	遠隔授業や物品の調達時の特別予算の検討、財政計画 の見直し等
感染予防対応班	財務部 (管財グループ)	構内での感染者確認後、施設を清掃する際に必要な物 品の分析・購入、感染者が学内で出た場合の対応
	学生支援センター (医務室)	常備薬、うがい薬、N95 マスク、不織布マスク、手指 消毒用アルコール、消毒液、体温計、非接触型体温計 等感染予防に必要な物品の分析・購入、在庫の日々の 報告と、感染者が学内で出た場合の対応 トイレや入り口などに「正しい手洗いの仕方」などを 掲示する等、学生の感染予防、衛生管理
情報収集・分析・ 広報対応班	広報部	政府、WHO、他大学の情報など信頼できる情報を収 集・分析、危機管理対策本部や学内に提供する。 危機管理対策本部での決定事項等の周知。 感染者が出た場合は、対外的な広報及び一般市民・マ スコミからの問い合わせ対応。想定問答を準備し、必 要以上の混乱を招かないように広報窓口を一元化す る。日々のホームページの掲載及び PDF 保存。

教学支援班	教務センター	遠隔授業実施に向けた教学行事、実施事項についての調整
	全学教育推進機構室	遠隔授業実施に向けたファカルティ・ディベロップメント、教育システムの開発、教育の評価方法等の仕組みづくりやマニュアルの整備
入学試験検討班	入学・高大接続センター	コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合の入学試験関連の行事・制度等の検討
学生支援班	学生支援センター	学生の罹患者の状況(人数)の把握、オンラインでの学生支援等の検討、コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合の学生支援の検討
	キャリアセンター	オンラインでのキャリア支援等の検討
海外対応班	国際交流センター	学生の海外渡航者、留学生の受け入れの把握・対応・報告
	研究支援センター	教員の海外渡航者の把握・対応・報告
遠隔授業、テレワーク推進班	図書館・情報支援センター	遠隔授業、テレワーク等の準備・対応
業務支援班	経営企画部	面接授業を行わないことで、大学設置基準や各種資格関係に影響がないかを確認
	学長室	今後長期化する場合の影響を検討
	社会連携部	業務支援

新型コロナウイルス感染症に対する神戸学院大学の行動指針（BCP） 第17回（2020年6月4日）危機管理対策本部会議決定

第52回（2021年3月25日）危機管理対策本部会議更新

活動制限 レベル	授業形態 (対面/遠隔)	研究活動	課外活動他	イベント(式典・各種行事を含む)、学内会議	事務職員、教務職員等の勤務体制	構内の立ち入り	
制限最小	レベル1 感染に関する注意喚起及び様々な自粛が検討されている状況	適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、イベントを実施、会議を開催する。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に通常の業務を行う。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に入構可。	
制限小	レベル2 外出自粛もしくはイベント等の開催自粛が要請されている状況	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、対面授業を基本とする。一部科目で遠隔授業を実施する場合もある。	自宅での研究を推奨するが、構内において研究活動を行う場合は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。また、研究関係者は学内滞在時間をできる限り減らす。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。但し合宿・バス遠征などは原則、延期または中止する。また一部活動を制限する場合もある。	原則、延期または中止を検討する。但し必要性の高いイベントのみ適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。適切な感染防止対策を徹底することを前提に会議も実施する。(オンライン会議を推奨)	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、通常の業務を行い、時差勤務体制などを実施する。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に入構可。但し一部入講制限する場合もある。
制限中	レベル3 緊急事態宣言が発出されている状況、または緊急事態宣言解除後に段階的緩和がされている状況	基本的に遠隔授業とする。実験・実習・論文指導等対面が必要な科目は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、対面授業を実施することができる。	重要もしくは緊急に実施すべき実験・研究等は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、必要最小限の構内への立ち入りおよび研究活動の実施を認めることができる。	原則、全面禁止(オンラインによる活動を推奨)但し、適切な感染防止対策を徹底することを前提に一部の活動を認めることができる。	原則、イベントは延期または中止する。適切な感染防止対策を徹底することを前提に、対面会議は必要最小限で実施する。(オンライン会議を推奨)	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、業務を行い、時差勤務体制や交代勤務体制を検討する。一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員を可能な範囲で少なくすることを検討する。	入構制限する。適切な感染防止対策を徹底することを前提に、一部の許可された施設のみの使用を認める。
制限大	レベル4 緊急事態宣言が発出されている状況かつ学校臨時休業が要請されている状況	原則として、遠隔授業のみとする。	代替手段もなく、重要もしくは緊急に実施すべき実験・研究等は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、最小限の構内への立ち入りおよび研究活動の実施を認めることができる。なお、学生の入室は禁止とする。	原則、全面禁止(オンラインミーティングの推奨)	イベントは延期または中止する。原則、オンライン会議とする。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、時差勤務・在宅勤務・交代勤務体制または自宅待機を実施する。業務を継続するため、一部業務の遅滞、事後処理を許可し、必要最小限の職員が出勤する体制とする。	原則、入構禁止
制限最大	レベル5 都市封鎖が実施されている状況	遠隔授業のみとする。	研究機能の最低限の維持のため、生物の世話、液体窒素の補充、サーバー維持などを目的に、適切な感染防止対策を徹底した上で、教職員のみの一時的入室を許可する。なお、学生の入室は禁止とする。	全面禁止	イベントは延期または中止する。原則、オンライン会議とする。	各キャンパスの保安・保全・業務管理上必要最小限の業務以外は、原則として在宅勤務または自宅待機とする。	入構禁止

<活動制限レベルの設定および措置について>

活動制限レベルの設定および措置は、国内の感染拡大状況、政府等による要請のレベルを総合的に勘案して危機管理対策本部長が決定する。

なお、本行動指針はあくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、措置の変更や上記にない措置を判断することがありうる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準の設定と感染症対策の徹底について

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準について

①まず、体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嘔吐・嗅覚異常・味覚異常等）の方は、登学又は出勤を控えてください。

併せて、外出を控え、④にあるように症状及び毎朝に加えて夕方など1日2回以上体温を計測して記録し、症状に応じて必要と考えた場合は医療機関を受診してください。感染症では、午前中に熱が下がっても午後から発熱することがありますので、朝に発熱がなくても注意が必要です。待機開始時には十分な食料・水などを準備し、生命の維持のため等やむを得ない場合以外は自宅など待機場所にとどまってください。

①に該当する場合の登学又は出勤を控える期間は次のとおりです。

・症状が出現してから、8日を経過するまで、かつ

・薬を使わない状態で全ての症状がおさまり、3日を経過するまで

（すなわち上記の症状について、風邪薬や解熱薬を使わずに症状がなくなった日から3日を経過するまで）

（インフルエンザと診断された方は、発症後5日を経過かつ解熱後2日を経過するまで）

期間を過ぎれば、登学又は出勤が可能です。また、登学・出勤後もさらに、4週間はマスクの着用につとめ、体調不良の場合は登学・出勤を控えて下さい。

②家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患したために、あなたが濃厚接触者として可能性がある場合、あるいはあなたが感染した場合は、医療機関の指示があるまで登学又は出勤を控えてください。

なお、保健所等によって濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間、登学又は出勤を控えてください。

③海外から入国（帰国）した方は、公共交通機関の使用禁止や14日間待機など検疫官等の指示に従い、症状がないことを確認するまで登学又は出勤を控えてください。

④登学又は出勤前に日頃から体温を測定して「神戸学院大学体温・風邪症状チェック表」で記録をとってください。非接触型測定器では外気の影響を受けるため、脇の下や口腔等の接触型測定器の方が望ましいです。登学の際には、「体温・風邪症状チェック表」を必ず持参してください。

※新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症患者において、感染を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）が出た日の2日前から隔離開始までの間、①同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者、②適切な感染防護策なしに診察、看護もしくは介護していた者、③気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、④手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策がないまま、15分以上の接触や近づくことがあった者（保健所が総合的に判断）。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

- ①マスクを鼻まで覆った形で着用し、「大声での会話」、「3密」（密閉、密集、密接）を避けてください。
- ・通学時及びキャンパス内では、原則としてマスクを鼻まで覆った形で着用してください。【詳細は、マスクの着用方法について（URL）】
 - ・登下校時や学内だけでなく、様々な場面で、3密となる3つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発話をする密接場面）が重ならない場合でも、できる限りリスクを避けるため、それぞれの密を避けてください。
 - ・換気装置の作動及び常時換気に努め、常時換気が難しい場合は、最低でも1時間に2回程度、定期的な換気（窓・ドアの開放）を行ってください。また、冬季は換気による保温・防寒目的の衣服を柔軟に着用できるよう心がけてください。【詳細は、換気の方法について（URL）】
 - ・対面の授業・窓口対応・会議・来客等の会話の際は、マスクを鼻まで覆った形で着用し、大声での会話や可能な限り真正面を避け、人と人の距離をできる限り2mを目安に（最小1m）を確保するようにして、できる限り会議や来客等は簡潔に終えるようにしてください。
 - ・会食にあたっては、飛沫感染を防止するため、例えば、座席の間隔を十分に空け、机を向かい合わせにしないことや会話を控えるなどの工夫をお願いします。
- ②手洗い、咳エチケット等に関する以下の基本的な対策を日頃から行ってください。
- ・バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めていくことに心がけてください。
 - ・常に「30秒程度の手洗い」と「うがい」を習慣づけてください。また、帰宅後は手や顔を洗い、できるだけすぐに着替え、シャワー等を浴びるようにしてください。
 - ・咳やくしゃみが出る時で万が一マスクがない場合はティッシュやハンカチなどで口と鼻を覆って、他人から顔をそらし、2メートル程度はなれるようにしてください。
 - ・咳やくしゃみの際、手で口を覆った場合は、すぐに手洗いをしてください。
 - ・鼻水や唾液などが付いたティッシュなどはビニール袋に入れて密閉して縛り、すぐにゴミ箱に捨てて、その後できる限り手洗いをしてください。
- ③ 学内の業務委託者の定期清掃では、教室等においては、机、ドアノブ、スイッチ、椅子（背もたれ）等人がよく触れるところ、共用部分および共用施設（トイレ）等においては、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、エレベーターの押しボタン、トイレの蛇口および流水レバー、便座等人がよく触れるところを学内の業務委託者の定期清掃で拭き取ります。対面で授業を行う際には、教員・学生に授業後に消毒の協力をお願いする場合があります。その場合は、別途お知らせいたします。
- ④ 学内の業務委託者の定期清掃の対象とならないエリア（事務室・研究室・部室等）は、各自で人がよく触れる部分など可能な範囲で拭き取り・消毒を行ってください。消毒の方法は消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液※で消毒後、次亜塩素酸ナトリウム液を使用した場合は水拭きをしてください。

※500 mlの水にペットボトルのキャップ 1 杯のハイターを薄めて作れます。使用の際は酸性洗剤と混ぜないでください。手袋をしてください。金属は必ず水拭きしてください。布に噴霧して使用する場合は吸い込まないでください。(ハイター等必要な物品があれば総務グループにお問い合わせください。)

(3) 本学の教職員、学生に感染者が生じた場合の措置について

- ・以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者(65 歳以上)、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制薬や抗がん薬などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱薬などを飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・感染者に対する不利益な取扱いや差別等の人権侵害は禁止します。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合、登学・出勤は禁止となります。
 - ・学生は学生支援センター、教職員は人事部へ必ず連絡してください。療養後、大学に連絡し、「治癒した」旨の診断書を主治医に依頼し提出してください（郵送可）。
 - ・学生は、療養後さらに1週間を自宅待機としてください。
 - ・教職員は、在宅勤務が可能な場合は、療養後さらに1週間を在宅勤務として下さい。以上を確認の上、登学・出勤が可能となります。
- ・治癒後にも、再発例が報告されています。療養後4週間はマスクの着用や毎朝の検温等体調管理につとめ、体調不良の場合は登校・出勤を控えて下さい。
- ・消毒作業は保健所の指導に基づいて、実施されます。(作業開始まで日数を要する場合があります。) また保健所の指示に従い、感染防止に努めてください。
- ・消毒を行う箇所について
陽性者等が使用した部屋のパソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など接触したと考えられる箇所。さらに、食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所
- ・使用する消毒液及び使用方法
陽性者等の高頻度接触部位は、消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液による清拭で物品等を消毒します。また、陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05~0.5%次亜塩素酸ナトリウム液で清拭又は30分間浸漬します。
- ・消毒時に使用する保護具

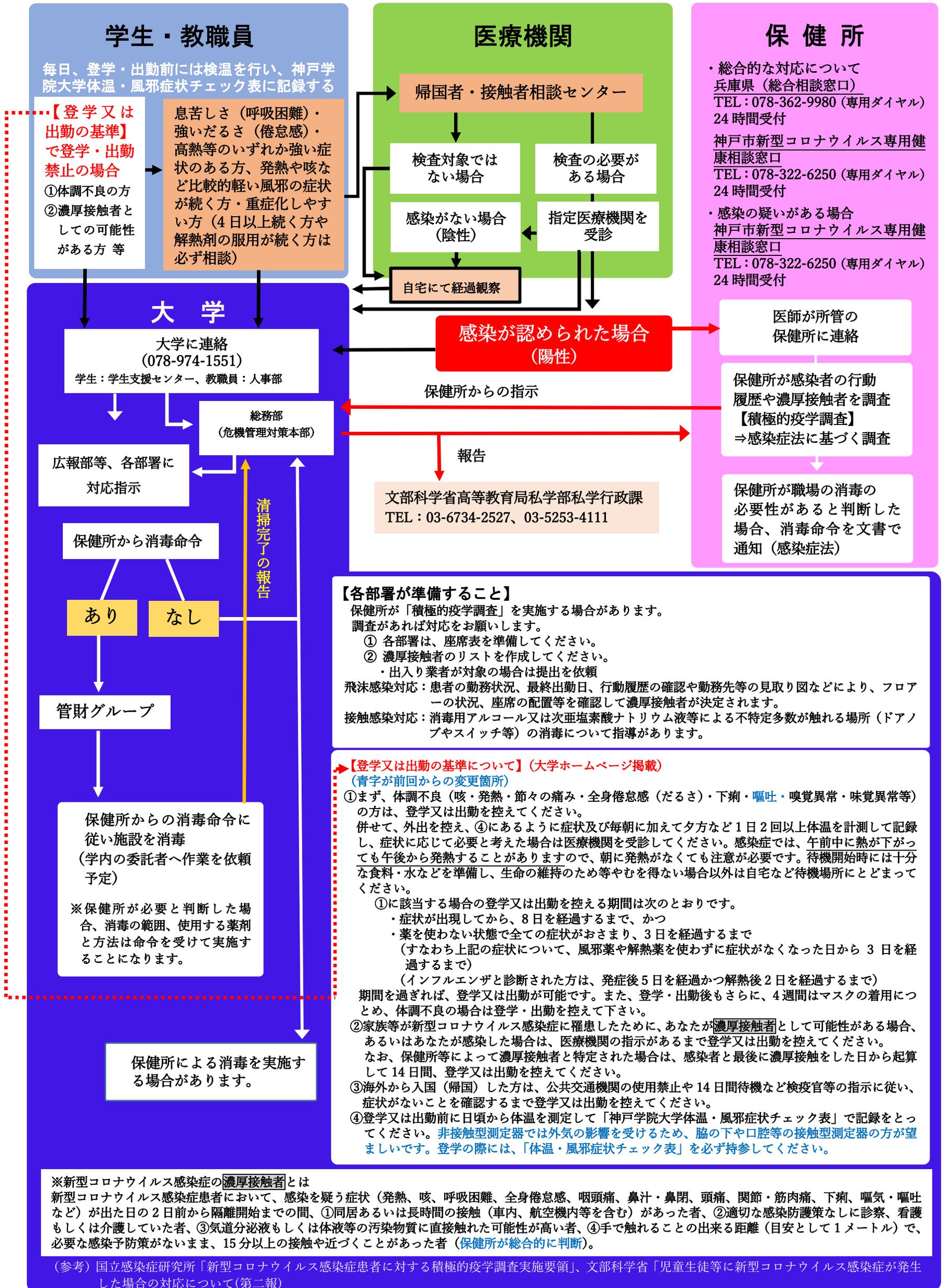
清掃、消毒を行う際は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用します。

清拭には使い捨てのペーパータオル、手袋は頑丈で水を通さない材質のものを使用します。

- ・消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず実施します。

以上

新型コロナウイルス感染症の感染確認及びその後の対応フローについて（危機管理対策本部）



- ① マスクを鼻まで覆った形で着用し、「大声での会話」、「3密」（密閉、密集、密接）を避けてください。
 - ・通学時及びキャンパス内では、原則としてマスクを鼻まで覆った形で着用してください。【詳細は、ホームページの「マスクの着用方法について」を読んでください。】
 - ・登下校時や学内だけでなく、様々な場面で、3密となる3つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発話をする密接場面）が重ならない場合でも、できる限りリスクを避けるため、それぞれの密を避けてください。
 - ・換気装置の作動及び常時換気に努め、常時換気が難しい場合は、最低でも1時間に2回程度、定期的な換気（窓・ドアの開放）を行ってください。また、冬季は換気による保温・防寒目的の衣服を柔軟に着用できるよう心がけてください。【詳細は、ホームページの「換気の方法について」を読んでください。】
 - ・対面の授業・窓口対応・会議・来客等の会話の際は、マスクを鼻まで覆った形で着用し、大声での会話や可能な限り真正面を避け、人と人の距離をできる限り2mを目安に（最小1m）を確保するようにして、できる限り会議や来客等は簡潔に終わるようにしてください。
 - ・会食にあたっては、飛沫感染を防止するため、例えば、座席の間隔を十分に空け、机を向かい合わせにしないことや会話を控えるなどの工夫をお願いします。
- ② 手洗い、咳エチケット等に関する以下の基本的な対策を日頃から行ってください。
 - ・バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めていくことに心がけてください。
 - ・常に「30秒程度の手洗い」と「うがい」を習慣づけてください。また、帰宅後は手や顔を洗い、できるだけすぐに着替え、シャワー等を浴びるようにしてください。
 - ・咳やくしゃみが出る時で万が一マスクがない場合はティッシュやハンカチなどで口と鼻を覆って、他人から顔をそらし、2メートル程度はなれるようにしてください。
 - ・咳やくしゃみの際、手で口を覆った場合は、すぐに手洗いをしてください。
 - ・鼻水や唾液などが付いたティッシュなどはビニール袋に入れて密閉して縛り、すぐにゴミ箱に捨てて、その後できる限り手洗いをしてください。
- ③ 学内の業務委託者の定期清掃では、教室等においては、机、ドアノブ、スイッチ、椅子（背もたれ）等人がよく触れるところ、共用部分および共用施設（トイレ）等においては、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、エレベータの押しボタン、トイレの蛇口および流水レバー、便座等人がよく触れるところを学内の業務委託者の定期清掃で拭き取ります。対面で授業を行う際には、教員・学生に授業後に消毒の協力をお願いする場合があります。その場合は、別途お知らせいたします。
- ④ 学内の業務委託者の定期清掃の対象とならないエリア（事務室・研究室・部室等）は、各自で人がよく触れる部分など可能な範囲で拭き取り・消毒を行ってください。消毒の方法は消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液で消毒後、次亜塩素酸ナトリウム液を使用した場合は水拭きをしてください。

本学の教職員、学生に感染者が生じた場合の措置について

- ・以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※高齢者(65歳以上)、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制薬や抗がん薬などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱薬などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- ・感染者に対する不利益な取扱いや差別等の人権侵害は禁止します。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合、登学・出勤は禁止となります。
 - ・学生は学生支援センター、教職員は人事部へ必ず連絡してください。療養後、大学に連絡し、「治癒した」旨の診断書を主治医に依頼し提出してください（郵送可）。
 - ・学生は、療養後さらに1週間を自宅待機としてください。
 - ・教職員は、在宅勤務が可能な場合は、療養後さらに1週間を在宅勤務として下さい。以上を確認の上、登学・出勤が可能となります。
- ・治癒後も、再発例が報告されています。療養後4週間はマスクの着用や毎朝の検温等体調管理につとめ、体調不良の場合は登校・出勤を控えて下さい。
- ・消毒作業は保健所の指導に基づいて、実施されます。（作業開始まで日数を要する場合があります。）また保健所の指示に従い、感染防止に努めてください。
- ・消毒を行う箇所について
 - 陽性者等が使用した部屋のパソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など接触したと考えられる箇所。さらに、食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所
- ・使用する消毒液及び使用方法
 - 陽性者等の高頻度接触部位は、消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液による清拭で物品等を消毒します。また、陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウム液で清拭又は30分間浸漬します。
- ・消毒時に使用する保護具
 - 清掃、消毒を行う際は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用します。
 - 清拭には使い捨てのペーパータオル、手袋は頑丈で水を通さない材質のものを使用します。
- ・消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず実施します。

神戸学院大学 体温・風邪症状チェック表

学部学籍番号／個人コード() 氏名()

体温℃	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)	月 日(日)
39							
38							
37							
36							
35							
せき	あり・なし						
鼻水	あり・なし						
鼻詰り	あり・なし						
のどの痛み	あり・なし						
くしゃみ	あり・なし						
頭痛	あり・なし						
関節痛	あり・なし						
筋肉痛	あり・なし						
倦怠感	あり・なし						
下痢	あり・なし						
はきけ・嘔吐	あり・なし						
行動履歴 (記述)							
(例) 昼休み ○〇さんと昼食 3限目 D214 標準英語IVa 座席:縦1・横2 ※3 16時 課外活動 18時 ▲さんと帰宅							

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準を熟読してください。

※2 体温は●で記入し線をつなぎ、折れ線グラフとして記入してください。

※3 濃厚接触者を特定するため保健所から行動履歴を求められることがありますので、一日の行動履歴を記載ください。

特に、対面形式における授業を受講した場合は、できるかぎり座席の位置がわかるように記載ください。

教卓を向いて、右から縦1列目、前から横2列目に着席した場合は、縦1・横2と記載ください。

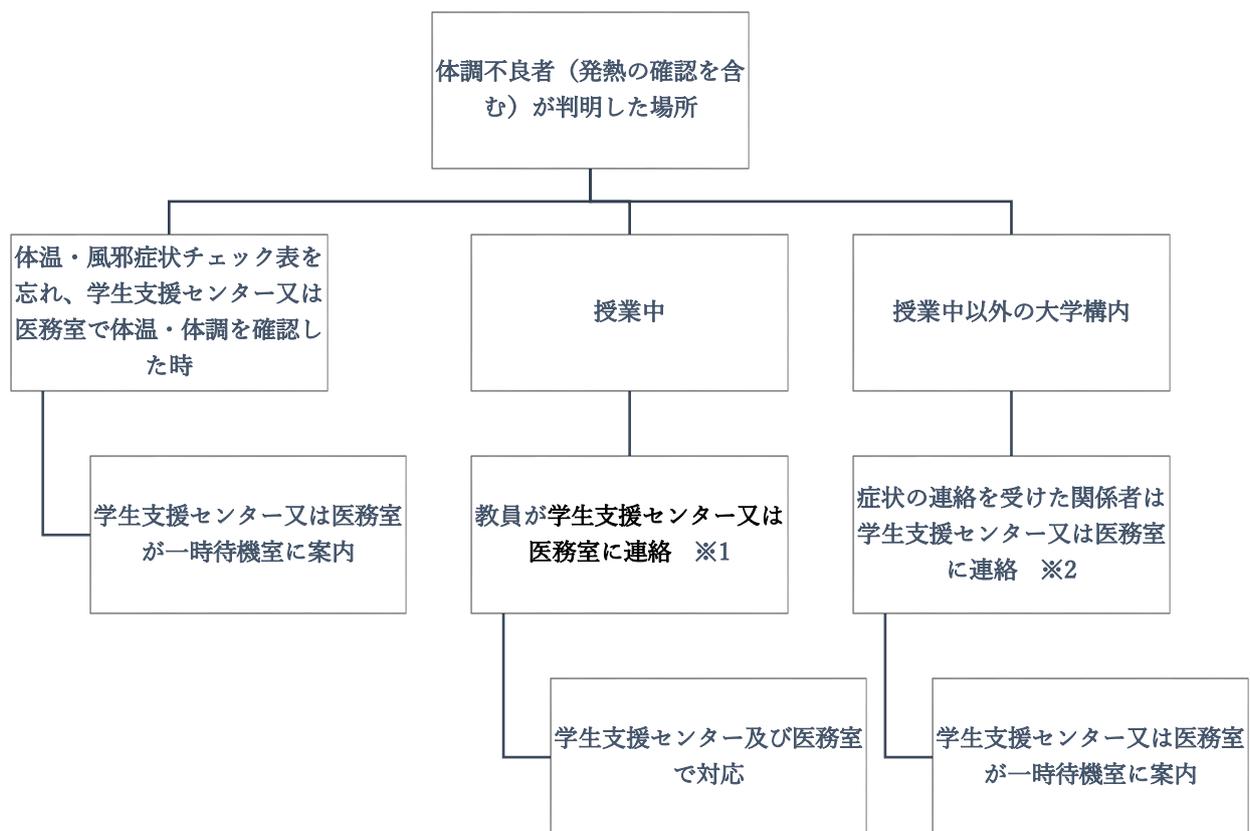
※4 保健所から求められることがありますので、本シートは廃棄せずに保管してください。

学生が登学後に体調不良となった場合の対応について

本学の登学又は出勤の基準では、学生は登学する前に体温・風邪症状チェック表にて記録をとり、体調不良であれば登学を控えていただくこととなっています。保健所から、万が一、学生が登学後に体調不良となった場合の対応について、感染拡大防止のため、他者との接触が無いように一時待機室を設け帰宅時まで待機させること、帰宅時には公共交通機関は使用せずにタクシーを利用することの指導を受けました。

つきましては、学生の一時的待機室への誘導及び一時待機室へ誘導してからの対応を以下のとおりとします。

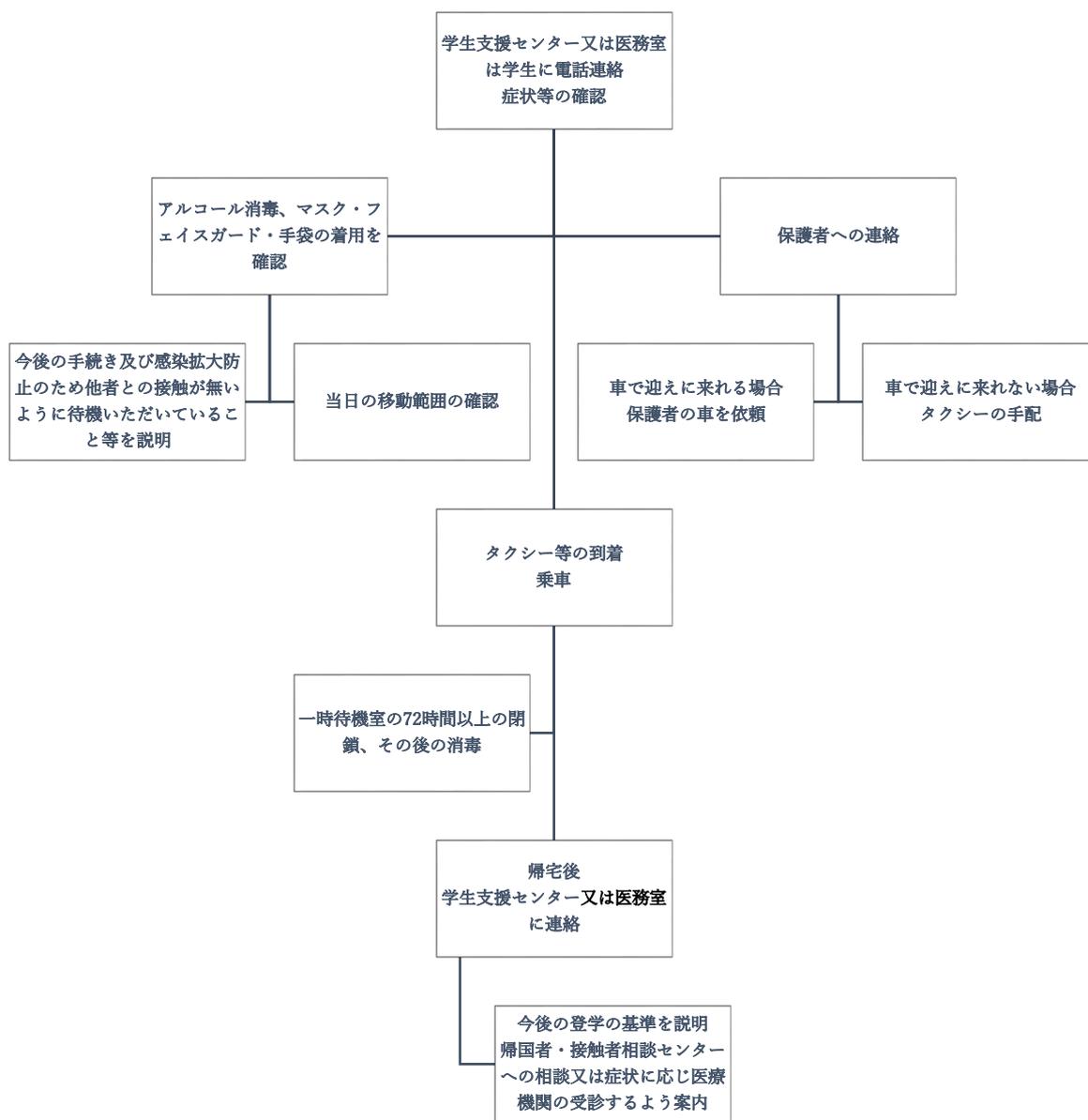
① 学生の一時的待機室への誘導



※1 学生支援センターまたは医務室に連絡した後は、教室の外の椅子で休ませてください。学生支援センターまたは医務室の職員が来ましたら、引き継いでください。マスクの着用など濃厚接触者とならないよう最大限注意してください。教員は、対応後に手指消毒用アルコールでの消毒をし、その後の授業を継続してください。

※2 マスクの着用など濃厚接触者とならないよう最大限注意し、対応後に手指消毒用アルコールでの消毒をしてください。

②一時待機室へ誘導してからの対応



以上

掲示・配布用

令和 2 年 10 月 22 日

トレーニングルーム利用希望者 御中

学生支援センター

所長 宇野 文夫

KPC・KAC トレーニングルーム利用に伴う新型コロナウイルス感染対策ガイドラインについて
〔適用期間 2020 年 10 月 26 日～当分の間〕

この度の新型コロナウイルスの影響を受け、4 月 8 日から KPC・KAC トレーニングルームを閉室していますが、課外活動の再開に伴い、トレーニングルームについて、下記の感染対策ガイドラインに基づき開室します。それに伴い、利用団体には下記の内容に同意の上、感染対策の協力を約束していただくことを条件にトレーニングルームの利用を許可させていただきます。何卒、ご理解、ご協力の程、宜しく申し上げます。

トレーニングルーム利用時の移動について

1. 公共交通機関等、閉鎖空間での移動の際は、マスクを着用する。

トレーニングルーム利用時

- (1) 入室前に必ず手洗いをを行う。
※ 手洗いは 30 秒以上行うことを推奨する。また、持参したタオルを使用する。
- (2) 入室時のアルコール消毒液での手指消毒
※ 利用時には必ず、設置の消毒液による手指消毒を行う。
- (3) 検温および体調チェック
※ 利用時の検温とチェックシートによる体調確認（署名）を行う。

体調管理については、以下の項目について確認。

- ・平熱を超える発熱
- ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
- ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・感染者や濃厚接触者との接触

上記事項に該当する場合は、利用を禁止とする。

- (4) タオルおよび飲み物の持参。
※ 利用時の汗の処理およびマスク着用等による熱中症のリスクの低下のため

- (5) 利用は90分を上限とするとともに、予約制とし、同時間帯に15名までの利用とする。
※ 予約は開室時にトレーニングルームにて行う。
- (6) 初回講習会およびフリーウェイト講習会については、予約の上限を5名までとする。

3つの密（密閉、密集、密接）を避けるため、下記条件に同意ください。

- (7) 利用者同士および利用者とスタッフ間の接触は原則として禁止とする。
※ 基本的に補助等も行わないが、利用者に危険が生じる場合のみ補助を行う。
- (8) 施設利用中は、常時マスクを着用することとする（トレーニング中もマスク着用を原則必須とします）。また、会話は極力控える。
※ 有酸素運動中に限り、マスクを外すことを可能とする（トレーナーの指示に従うこと）。
- (9) 各マシン、器具について1名とし、複数名で同器具を使用しないこととする。
- (10) トレーニングは単独で行うものとし、他の利用者と一緒に行わないこととする。
- (11) スタッフが利用者に対し指導を行う場合は、距離を取って行う。
※ 距離は概ね2m以上空けるものとする。

上記事項に反する行為等があった場合、当該団体のトレーニングルームの利用を禁止させていただく場合があります。

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン 〔適用期間 2020 年 11 月 18 日～当分の間：フェーズ 2〕

現在、新型コロナウイルス感染者数の大幅な拡大は抑制されていますが、感染者が再び増加することのないように感染防止に努めなければいけません。特に、課外活動においては大学を感染拡大の場にしなないための防止策をきちんと講じていく必要が求められています。課外活動を行う際は、以下の予防対策を講じ、感染拡大を抑止する行動をするよう、部員等、一人ひとりができる感染症対策に努めてください。

1. 課外活動参加の条件

以下の条件に当てはまる場合は、課外活動の参加を見合わせてください。

- ① 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ② 同居家族や身近な知人に感染の疑われる方がいる
- ③ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- ④ 重症化リスクが高いとされる基礎疾患がある（指導者含む）
- ⑤ 重症化リスクが高いとされる高齢者や基礎疾患のある人が同居家族にいる
※基礎疾患とは、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）、透析を受けている方、免疫抑制薬や抗がん薬等を用いている方を指します。
- ⑥ 課外活動の実施について部員および保証人の同意がない
※本人および保証人の意思確認をしていること（申請制 様式 2「部員名簿」、様式 3「参加承諾書」を提出）

2. 課外活動時の対応

(1) 当日の活動（活動前後）について

- ① 活動前に体温（検温）、体調の確認を行い、「体調管理表※様式 5〔体温・風邪症状チェック表〕」を作成し、部員の体調管理を日々行ってください。体調管理については、以下の項目を確認してください。また、発熱、体調不良の場合は、無理せず自宅静養させてください。
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・嗅覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ② マスクを持参する。（着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ③ タオルを持参する。（手洗い時に必要）
- ④ 学生各自が飲み物、食事を持参する。（学生間で共有をしない）※食堂利用時は除く
- ⑤ 公共交通機関等、閉鎖空間での移動の際は、マスクを着用する。
- ⑥ 大学内で学内 Wi-Fi スポットを使用してよいのは対面授業の週のみである。遠隔授業の週に学内

Wi-Fi スポットを使用してはならない。

(2) 当日の活動（活動中）について

- ① 手洗い（石鹸）、アルコール消毒等をこまめにする。
※手洗いは30秒以上行うことを推奨する。また、持参したタオルを使用する。
- ② マスク、ハンカチ等を使い、咳やくしゃみによる唾液の飛沫感染防止に努める。
※運動中のマスク着用は各団体の判断としますが、運動を行っていない間、特に会話をする時には、マスクの着用をする。
- ③ 換気の悪い密閉空間とならないように十分な換気をする。（屋内・室内施設）
- ④ 原則として周りとの十分な距離を確保する。（練習内容を工夫する。⑥参照）
課外活動の内容に関わらず、活動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空け濃厚接触を避ける。
※少なくとも2mの距離を空けることが適当されています。また、強度な運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があります。
- ⑤ ランニング等を練習メニューにする場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りをする。
- ⑥ 練習（コンタクト（接触）プレーを含む）は各競技団体のガイドラインに従った内容とすること。
- ⑦ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等をしないようにする。
- ⑧ 多人数での活動は比較的感染リスクが高いため、活動の時間帯を分ける等、一度に活動する部員の数を制限する等の措置を講じる。
- ⑨ ミーティング等をする場合、近距離での会話をしない、マスクの着用等、唾液の飛沫感染防止に努める。
- ⑩ 部室、更衣室、休憩スペースは、比較的感染リスクが高いため、以下の対応を講じる。
 - ・部室、更衣室、休憩スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける。また、対面で食事や会話をしないようにする。
 - ・部室、更衣室、休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる。
 - ・部室、更衣室、休憩スペース内の換気に配慮する。
 - ・入退室の前後に手洗いをする。
- ⑪ 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って正面を向かい合うことを避け、会話は控えめにする。また、食べ物の取り分けや回し飲みはしない。
- ⑫ 複数の利用者が触ると考えられる場所（部室のドアノブ等）、スポーツ用具等はこまめに消毒をする。

3. 宿泊を伴う公式戦（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1）参加について

(1) 許可制

原則、宿泊を伴う公式戦（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1）参加は禁止とします。ただし、宿泊せざるを得ない場合、一部宿泊を伴う活動を認めます。宿泊を伴う課外活動を希望する団体は、所定の申請様式に感染拡大防止策等を記載し、学生支援センターに提出してください。危機管理対策本部長（学長）の承認を経て認めます。但し、今回の許可制については、以下の条件を満たすこととします。

※1 外部機関から参加依頼を受けた行事は、原則文化会団体、独立団体のみ適用する。

【許可制の条件】

- ・参加人数は、原則公式戦登録部員数を上限とすること。〔試合届を提出〕
- ・指導者が原則帯同し、公式戦の立会いや感染防止対策の徹底が可能であること。
- ・宿泊を伴う公式戦（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1）参加について本人および保証人の同意があること（許可制 様式2「部員名簿（宿泊許可申請）」、様式3「参加承諾書〔宿泊〕」を提出）。
- ・参加者本人について、活動当日14日前から当日までに37.5度以上の発熱が1度もないこと（参加者全員の「体温・風邪症状チェック表（様式5）」を活動終了後に提出）。
※37.5度以上の発熱があった者は課外活動の参加をさせないでください。
- ・移動中に飲食店に立ち寄り、飲食しないこと。
- ・移動中に大声での会話を行わないこと。
- ・移動中はマスクを必ず着用すること（絶対に外さない）。
- ・移動に公共交通機関を利用する場合は、人の少ない車両や時間帯に乗車し、乗り換えを極力減らすこと。
- ・宿泊地で緊急時に利用できる医療機関を確認していること（救急病院を確認する。特に夜間は宿直医による対面診察の有無を確認する）
※医療機関名及び電話番号等を許可申請書に記載すること。
- ・学生支援センター等が定める各種ガイドライン等を遵守できること。
 - ・「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について」
 - ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」
 - ・連盟、協会等の各競技団体が作成しているガイドライン
 - ・移動手段（バス・鉄道等）や宿泊先が策定している感染拡大防止ガイドライン等

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施予定日の2週間前までに学生支援センターに提出してください（大学休業日を考慮すること）。

- ① 課外活動許可申請書〔宿泊〕（様式1）
- ② 部員名簿〔宿泊許可申請〕（様式2）
- ③ 参加承諾書〔宿泊〕（様式3）
- ④ 試合届

(2) 宿泊施設について

- ① 宿泊部屋（客室）については、一部屋あたりの宿泊人数の制限を設ける（和室6畳につき、2名を基準とする）。
- ② 浴場の利用については、入場人数を制限する。

(3) 宿泊先での対応について

① 宿泊地で行うこと

活動前に体温（検温）、体調の確認を行い、「体温・風邪症状チェック表（様式5）」を作成し、部員の体調管理を日々行ってください。

② 発熱、体調不良者が発生した場合の対応について

- i 発熱、体調不良者が発生した場合は、学生支援センターまで報告ください。
- ii 発熱、体調不良者を宿泊施設に待機させてください。
- iii 上記 ii にて以下に該当する症状の場合は、医療機関を受診させてください。また、同じ部屋（客室）で宿泊した部員を宿泊施設に待機させてください。
 - ・発熱、のどの痛み、咳、痰、鼻水、鼻閉、下痢、その他（倦怠感、頭痛、味覚・嗅覚異常）等

(4) 活動後の対応について

以下の書類を学生支援センターに提出してください。

- ・活動当日 14 日前から公式戦終了日までの体温・風邪症状チェック表（様式 5）
- ・試合結果報告書

4. 本学施設を使用しての公式戦（本戦・予選）開催について（許可制）

本学施設を使用しての公式戦（本戦・予選）開催を希望する団体は、所定の申請様式に感染拡大防止策等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センター所長の承認を経て認めます。但し、許可制については、以下の条件を満たすこととします。

【許可制の条件】

- ・原則、無観客での開催とすること。
- ・参加人数（参加大学）は、原則公式戦登録部員数を上限とすること。
- ・指導者（参加大学）が必ず帯同し、公式戦の立会いや感染防止対策の徹底が可能であること。
- ・連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドラインを遵守すること。
- ・公式戦開催に伴う感染防止ガイドラインを遵守すること。
※連盟、協会等の各競技団体が作成している公式戦開催に伴う感染防止ガイドラインがない公式戦の本学開催は認めません。

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施日の 2 週間前までに 学生支援センターに提出してください（大学休業日を考慮すること）。

- ① 学内公式戦開催許可申請書（様式 1）
- ② 連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドライン
- ③ 公式戦開催に伴う感染防止ガイドライン
- ④ 試合届

5. 本学施設を使用しての合同練習および練習試合について（許可制）

本学施設を使用しての合同練習および練習試合を希望する団体は、所定の申請様式に感染拡大防止策等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センター所長の承認を経て認めます。但し、許可制については、以下の条件を満たすこととします。

【許可制の条件】

- ・原則、無観客での開催とすること。
- ・相手先（参加大学等）は、1 団体（1 大学）のみとすること。
- ・指導者（参加大学等）が必ず帯同し、合同練習および練習試合の立会いや感染防止対策の徹底が可能であること。

- ・連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドラインを遵守すること。
- ・相手先（参加大学等）が本学の定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」の以下の項目を遵守すること。

○屋外・屋内施設利用団体

1. 課外活動参加の条件〔⑥除く〕
2. 課外活動時の対応〔(1) ⑥除く〕

○室内施設利用団体

1. 課外活動参加の条件〔⑥除く〕
2. 課外活動時の対応〔(1) ⑥除く〕
6. 室内施設を利用する課外活動について〔④⑥除く〕
7. バンド活動を伴う音系団体の課外活動について〔以下の対象団体のみ〕
アメリカ民謡研究会、音楽研究会“アコースティックノーツ”、ギター部、軽音楽部、
フォークソング部、ブルース研究会、Jazz Player's Club、K P C薬学軽音楽部

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施予定日の2週間前までに学生支援センターに提出してください（大学休業日を考慮すること）。

- ① 学内合同練習および練習試合許可申請書（様式8）
- ② 連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドライン
- ③ 試合届（または行事届）

6. 室内施設を利用する課外活動について

室内施設については、利用人数の上限を設ける等、個別にて新型コロナウイルス感染防止の対策を講じている必要があることから、室内施設を利用する課外活動に関しては、以下に規定します。

- ① 1回の利用時間を60分とします。施設利用後は、15分の換気・消毒時間を作り、換気および消毒作業をしてください。（課外活動60分+換気・消毒15分）

【活動のイメージ】

1回目 課外活動60分+換気・消毒15分→2回目 課外活動60分+換気・消毒15分

- ② 部員との間隔は、1m以上離し、部員が向かい合っただけの活動はしない。
- ③ 消毒については、利用した部分をアルコール消毒すること。（机、椅子、ドアノブ等、共有部分）
- ④ 施設利用日毎に「活動報告書」を作成すること。
(学生支援センターからの要請に応じて提出できるよう備えてください)
- ⑤ 室内施設（学内）の利用については、利用可能人数を設けます。利用人数を超えて活動することを禁止します。
- ⑥ 室内施設（学外）の利用については、上記①～④に加え、外部施設運営団体等が定めた感染防止ガイドラインを遵守すること。

7. バンド活動を伴う音系団体の課外活動について

活動の特性上、以下の対象団体については、上記「6. 室内施設を利用する課外活動について」に加え、その活動を以下に規定します。

- ① 活動時はマスクを必ず着用し、大声で会話をしない。
- ② 活動の前後及び入退室時は手洗いうがい及び手指の消毒を徹底する。

- ③ 楽器の貸し借りは極力控え、やむを得ない場合は手指の触れる箇所の消毒を行う。
- ④ 各パート練習はソーシャル・ディスタンスをとり、接触及び対面を避けて演奏する。
- ⑤ 連続した練習時間は、30分以内とし、5分以上の換気、消毒を行う。

※⑤の実施により「6. 室内施設を利用する課外活動について①」は適用外とする。

- ⑥ ヴォーカルは飛沫防止の観点から練習を原則禁止する。ただし、以下のように飛沫防止の対策を講じている場合は、その活動を認める。
 - ・飛沫防止用として正面および側面に2mの亚克力板等を設置し、且つ部員との間隔を1m以上離れた上で活動する場合（学内）
 - ・外部施設運営団体等が定めた感染防止ガイドラインを遵守し活動する場合（学外）
 - ・利用施設内に他の部員がいなく、1名で活動をする場合
- ⑦ 活動中、各自で飲料を持ち込み、こまめに給水を行う。
- ⑧ 屋外（喫煙所等）の場合でも密集せず各部員同士距離を取り、大声で会話をしない。

【対象団体】

アメリカ民謡研究会、音楽研究会“アコースティックノーツ”、ギター部、軽音楽部、フォークソング部、ブルース研究会、Jazz Player's Club、KPC薬学軽音楽部

判断に迷う場合は、学生支援センターまでご相談ください。また、危機管理の点からも、周囲で気になる部員がいる場合は、速やかに学生支援センターまで報告ください。よろしくお願いたします。

【担当窓口】 学生支援センター 課外活動担当

<KPC1>078-974-4574 <KAC> 078-974-1839

以 上